

栃木県事業承継支援補助金 Q&A

令和8年6月1日

No.	Q	A
1	補助事業の採択は先着順ですか。	交付申請を受け付けた順に審査を行います。なお、郵送による申請は、事務局到着日の午後5時に受け付けたものとして取り扱います。
2	事業の実施完了とは、具体的にどのような状態ですか。	委託先から成果品の納品を受け、委託経費の支払いを済ませた状態です。
3	「支援機関からの推薦書」とあるが、どういう形で推薦をもらえばいいですか。	当補助金の申請を希望する際は、初めに支援機関に相談し、申請書類の内容について確認を受け、「推薦書」を受け取って下さい。申請の際はこの「推薦書」と申請書類一式を併せて事業承継支援補助金事務局へ提出してください。 <u>主な支援機関</u> 県内の商工会、商工会議所、金融機関、事業承継・引継ぎ支援センター等（交付要領別表1参照）
4	株式交換手続きなどを行い、組織の再編をする予定です。これにかかる経費は補助の対象となりますか。	組織再編のための株式交換にかかる経費は補助の対象となりません。当補助金は、あくまで現経営者から後継者への事業承継のための補助金となります。
5	事業承継を行うにあたって持株会社の新設を考えているが、これにかかる経費は補助対象になりますか。	法人を新設するための経費は対象となりません。
6	法人が申請時に提出する「直近1期分の決算報告書等の写し」とは最低限何を提出すればよいですか。	損益計算書、貸借対照表が必要となります。販売費及び一般管理費明細書及び製造原価報告書を作成している場合は併せて提出して下さい。（事務局から追加資料の提出を依頼する場合もございますので、その際は速やかにご提出ください。）
7	いつからいつまでに実施した事業を補助の対象とすることができますか。	令和8年4月1日以降に開始し、令和9年2月14日までに実施を完了した事業が補助の対象となります。
8	当補助金の交付申請に係る経費（申請書類の作成委託や各種証明書類の取得等）は補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。
9	補助対象経費について、国の「事業承継・引継ぎ補助金」においても補助対象となっている経費がありますが、どのような違いがありますか。	基本的な考え方は国に基づいておりますが、補助率や補助上限額等が異なります。なお、 <u>同一の補助事業対象経費に対し、国の補助金と重複して受けることはできません。</u>
10	交付決定後に補助事業の内容変更や中止をする場合、どのような手続きが必要ですか。	補助事業計画変更承認申請書（様式第3）又は補助事業計画中止（廃止）承認申請書（様式第4）を速やかに提出してください。

No.	Q	A
11	M & Aの買い手で栃木県内に事業所がない中小企業者ですが、納税証明書はどういったものを提出すればよいですか。	申請者の都道府県発行の納税証明書を提出してください。
12	M & A 仲介業者、金融機関に委託した経費も対象となりますか。	補助の対象となりません。 税理士、公認会計士、司法書士等の専門家に委託した経費が対象となります。
13	M & A の成功報酬は対象となりますか。	補助の対象となりません。
14	後継者（M&Aの場合は相手方）や承継の時期等が未定の場合も対象となりますか。	補助の対象となりません。
15	事業承継税制に係る書類作成費は対象となりますか。	補助の対象となりません。
16	交付対象とならない「単なる不動産の売買と見なされる場合」とは、どのようなものですか。	<p>下記のようなケースが該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終契約書として、不動産売買契約書のみを締結する場合 ・不動産及び取引契約の引継ぎのみで、常時使用する従業員1名以上の引継ぎを伴わない場合 ・事業を営んでいない個人又は個人事業主から不動産のみを買収する場合 ・空き家（廃墟・相続物件等を含む）のみを買収・売却する場合 ・賃貸物件（賃貸物件に紐づく契約を含む）のみを買収・売却する場合 ・株式、事業及び営業権の譲渡を伴わない、物件の賃借権の譲渡（不動産の譲渡ではなく賃貸物件を借りる権利の譲渡。譲渡側は、単純に物件引き払い・原状回復のみ発生）の場合 ・補助対象経費が不動産売買に係る経費のみである場合
17	事業譲渡は対象となりますか。	有機的一体としての経営資源（設備、従業員、顧客等）の引継ぎが行われていることが客観的に認められ、実質的な事業再編、事業統合であると事務局で判断可能な場合のみ対象となります。 なお、常時使用する従業員1名以上の引継ぎが行われない計画は対象となりません。
18	株式譲渡後、後継者（M&Aの場合は相手方）が総議決権数の過半数を保有できない場合でも補助の対象となりますか。	補助の対象となりません。なお、補助金交付申請時に総議決権数の過半数を有していなくても、 <u>事業承継完了までに過半数を有することが補助事業計画書(今後5年間の承継に向けた計画の記載欄)において確認できれば補助の対象となります。</u>